

はしご自動車連携・協力実施計画（案）に関する意見の募集 （パブリックコメント）について

1. 意見の募集（パブリックコメント）について

まず初めに、国の動向として「消防広域化」は平成6年の基本計画以降、4度にわたり推進期間が延長され、現在は、広域化へのアプローチとして、通信指令の共同運用や消防用特殊車両の共同整備といった、分野ごとの消防業務の連携・協力も推進されており、令和11年4月1日までを期限とする推進期間となっています。

こうした流れを受けて、単独の消防本部での維持が困難で、高額な装備を、制度的に整合性を持たせて、共同運用することが現実的かつ合理的な選択であると認識されました。

八幡浜地区施設事務組合と大洲地区広域消防事務組合においては、「八幡浜大洲地区消防連携・協力検討委員会」を設置し、隣接する八幡浜地区と大洲地区が消防事務の一部を相互に連携・協力し、限られた資源を有効活用して補完し合うことで、広域的な災害対応体制を確立し、消防力の一層の強化を図ることを目的として協議を進めました。

今回、連携・協力を行う消防事務の内容は、消防車両の中でも最も高額な「はしご自動車」の共同運用・共同整備で、車両の購入費、維持管理費を効率化することができると、大洲消防のはしご自動車更新時期となる令和9年度から、八幡浜消防のはしご自動車共同運用を開始するものです。その後は、令和14年度の八幡浜消防のはしご自動車更新時期に共同整備事業として協議を進めていく予定です。

今後のスケジュールについては、地方自治法上の枠組みによる、連携協約に基づく手法とするため、組合議会へ「連携協約の締結に関する議案」を提出し、議決をいただいたのち令和8年度に連携協約を締結、令和9年度から、共同運用を開始する予定としております。

このような経過に基づき、「はしご自動車連携・協力実施計画（案）」を策定しましたので、住民の皆様などから広く意見を募集します。

なお、お寄せいただいた御意見への個別の回答は行いませんが、内容を取りまとめのうえ、御意見に対する組合の考え方をホームページで公表します。

2. 意見募集案件

はしご自動車連携・協力実施計画（案）（PDF）

（参考資料）

はしご自動車連携・協力実施計画（案）【概要版】（PDF）

3. 意見の募集（パブリックコメント）の実施期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月20日（木）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

4. 御意見を提出できる方

- 大洲市または内子町内に住所を有する者
- 大洲市または内子町内に事務所及び事業所を有するもの
- 大洲市または内子町内の事務所及び事業所に勤務する者
- 大洲市または内子町内の学校に在学する者
- 計画等に利害関係を有するもの

5. 御意見の提出方法等

御意見は、所定の様式に記入していただき、次のいずれかの方法で御提出ください。

○直接提出：大洲地区広域消防事務組合消防本部 総務課

○郵送：〒795-0012 大洲市大洲 1034 番地の4

大洲地区広域消防事務組合消防本部 総務課 宛て

○FAX：0893-24-3073

○電子メール：soumu1@ozu119.jp

様式：意見提出書「はしご自動車連携・協力実施計画（案）」（Word）

6. その他（留意事項）

○氏名、住所が未記入の御意見は受け付けできかねますので、必ず明記してください。

○電話など口頭での御意見は受け付けできかねますので、御了承ください。